

# 仏暦 2 5 5 7 年暫定憲法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

## ● 仏暦 2557 年タイ王国憲法（暫定版）

### 前文省略

#### 第 1 条（国の不可分性）

タイ国は一体、不可分の王国である。

#### 第 2 条（統治原則）

タイ国は国王を元首とする民主主義制度統治をとる。

仏暦 2557 年 5 月 22 日付けの国家平和秩序維持団布告第 11 / 2557 号に基づき適用継続された仏暦 2550 年タイ王国憲法の第二章・国王の規定は、本憲法の一部として引き続き適用され、本憲法第 43 条第 1 段の規定下に、国会または国会議長に言及した規定は本憲法に基づく国家立法議会または国家立法議会議長を意味する。

#### 第 3 条（主権と行使）

主権は全タイ人に属する。元首である国王は本憲法の規定に基づき国家立法議会、内閣及び裁判所を通じてその主権を行使する。

#### 第 4 条（尊厳・権利・自由の保護）

本憲法の規定下に、人としての尊厳、人の権利、自由及び平等性、国王を元首とする民主主義制度のタイ国の統治慣習、及びタイ国が加盟する国際条約に基づきタイ人が保護を受けてきた一連の事項は、本憲法に基づいて保護される。

#### 第 5 条（統治原則への準拠）

いずれかの場合において本憲法に適用すべき規定がない時、国王を元首とする民主主義制度のタイ国の統治慣習に従って行動、または判断する。ただし当該統治慣習が本憲法に相反矛盾してはならない。

国家立法議会の任務遂行において第 1 段に基づく判定に係る問題が生じた場合、国家立法議会が判定者となる。または国家立法議会の任務遂行外で生じた場合がある時、国家平和秩序維持団、内閣、最高裁判所もしくは最高行政裁判所は、憲法裁判所に判断を求めることができる。ただし最高裁判所と最高行政裁判所については、それぞれ大法廷の決定があった時のみ、並びに審判に係る部分についてのみ、自ら判定することができる。

#### 第 6 条（国家立法議会）

国家平和秩序維持団の奏上に基づき、出生によるタイ国籍を有し、かつ 40 歳以上の者から国王が任命した 220 人の議員からなる国家立法議会を設置する。

国家立法議会は衆議院（下院）、参議院（上院）、国会の義務を果たす。

#### 第 7 条（議員選出の原則）

国家立法議会の議員任命に当たっては、国家立法議員の任務遂行に資する知識、能力、官民、社会セクター、学界、職業その他の分野の様々なグループからの多様性を考慮する。

## 第8条（議員の禁止態様）

国家立法議員は以下の禁止態様にあってはならない。

- （1）国家立法議員として任命を受けた日から数え3年以内前に政党の何らかの地位にある、または地位にあった。
- （2）比丘、沙彌、修行者または出家者である。
- （3）破産者である、または悪意の破産者だった。
- （4）選挙権を剥奪されたことがある。
- （5）背任、不正行為、または非行により公務、国の機関または国営企業から罷免、解任、解雇されたことがある。
- （6）異常な富裕または異常な資産増により資産の国庫没収の判決を受けたことがある。
- （7）政治的地位への就任禁止期間中である、または罷免されたことがある。
- （8）最終判決で公務上の地位、任務への違法行為、または司法上の地位、任務への違法行為、もしくは首謀者、主犯として麻薬、賭博に係る違法行為の判決を受けた。
- （9）最終判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪、軽犯罪を除く。

国家立法議員は同時に国家改革会議のメンバーまたは大臣に就任することはできない。

## 第9条（議員の退任）

国家立法議員の議員資格は以下の時になくなる。

- （1）死亡した。
- （2）辞任した。
- （3）第6条第1段に基づく資格を失った、または第8条に基づく禁止態様にある。
- （4）国家立法議会在が第12条に基づき罷免を決議した。
- （5）会議規則で定められた回数を超えて国家立法議会の決議に参加しなかった。

第1段に基づく国家立法議員の議員資格の失効に係る問題がある場合、国家立法議会在が判断を下す。

## 第10条（議長）

国家立法議会的の決議に基づき、国王が国家立法議員の中から議長を1人、副議長を2人以下、任命する。

国家平和秩序維持团团長が国家立法議会的の議員、議長、副議長の国王任命に副署する。

## 第11条（全国民への奉仕）

国家立法議員は全タイ人の代表として、全タイ人の共同利益のため誠実な任務に身を捧げる。

## 第12条（罷免決議）

国家立法議員で、国家立法議員としての名誉を損なう行為をなした、または国家立法議員の任務遂行を妨害する行状を有する者がいる場合、25人以上の国家立法議員は連名で国家立法議会議長に、その者の罷免決議を請求する権利を有する。

第1段に基づく国家立法議会の決議は、全議員数の3分の2以上の票数を要する。

## 第13条（会議）

国家立法議会の会議は全議員数の過半数の出席をもって成立する。

国家立法議会は議長、副議長及び委員の選出及び任務遂行、会議の方法、法令及び憲法付属法の提案と審議、動議提出、質疑、決議、質問事項設定、規則と秩序の維持、及び権限義務に基づくその他の事業に係る規則を定める権限を有する。

## 第14条（立法）

国王は国家立法議会の助言と承諾により法令を発布する。

法案は25人以上の国家立法議員、内閣、または第31条第2段に基づく国家改革会議により提出することができる。ただし財政に係る法案は内閣だけが提出することができる。

第2段に基づく財政に係る法案とは、租税に係る新設、廃止、引下げ、変更、是正、軽減もしくは執行規則、または国庫金の配分、受取、保管、支出、もしくは資金借入、保証、借入金の使用、国の財産を拘束する手続き、通貨についての法案を意味する。

国家立法議会に提出された法案が財政に係る法案かどうかで疑義がある場合、国家立法議会の議長が判断する。

国家立法議員または国家改革会議が提出した法案において、内閣は国家立法議会がその原則を承認する前に審議を求めることができる。

憲法付属法の制定は本条で規定した方法によりなすことができるが、憲法付属法案の提出は内閣またはその憲法付属法の主務者がなす。

## 第15条（法律施行）

国家立法議会の承認を受けた法案または憲法付属法案は、内閣総理大臣が国家立法議会からその法案を受け取った日から20日以内に、国王署名を求め奏上し、官報公示した時に施行することができる。

国王が承認せずに国家立法議会に返付した、または90日が経過しても返付しなかった法案または憲法付属法案は、国家立法議会が再審議しなければならない。国家立法議会が残有議員総数の3分の2以上の票数をもって元の法案または憲法付属法案を支持した場合は、内閣総理大臣が再びその法案または憲法

付属法案を奏上し、国王が30日以内に署名して返付しない時、内閣総理大臣は国王が署名した場合と同様に、その法令または憲法付属法令を官報で公示し、法律として施行することができる。

## 第16条（大臣への質問権）

国家立法議会の会議において、全ての議員は大臣の任務、仕事に係る件で大臣に質問する権利を有する。ただし大臣は、国家の安全または重要利益に関係するとの事由から、または会議規則で禁じられている質問であると判断した時、その件を公開すべきでないと判断すれば、答えない権利を有する。その場合、国家立法議会は第13条第1段の規定とは異なる会議規則を定めることもできる。

重要な問題がある時、全議員数の3分の1以上の国家立法議員が連名で、内閣から事実関係を聞き出すために討論を求める動議を提出することができるが、信任、不信任決議をなすことはできない。

## 第17条（一般討論）

内閣が国家立法議会から意見を聴くことが相当と判断した国家統治に係る重要な問題がある場合、内閣総理大臣は国家立法議会の会議で一般討論を開くよう国家立法議会議長に通知することができるが、国家立法議会は討論の問題で決議をとることはできない。

## 第18条（議員特権）

国家立法議会の会議で議員は、事実関係の指摘、意見の表明、投票で絶対的な特権を有し、議員の発言をもって訴えの事由とすることはできない。

第1段に基づく特権は、国家立法議会の委員、国家立法議会または委員会の命令に基づき議事録を印刷及び発行する者、会議の議長が国家立法議会の会議で事実の発表または見解の表明を許可した者、並びに国家立法議会の議長の許可を得て会議をラジオもしくはテレビで中継した者も保護するが、ラジオまたはテレビその他で中継される会議において発言し、それが議会外に明らかになり、その発言が大臣もしくは議員ではない者に対する刑法違反または民事上の他人の権利侵害に当たる場合は、その議員を保護するものではない。

国家立法議員が身柄を拘束される、または逮捕された場合、国家立法議会議長が釈放を命じる。刑事事件で告訴された場合、国家立法議会議長が請求しない限り、裁判所は審判することができる。

## 第19条（内閣）

国王は国家立法議会の決議に基づき内閣総理大臣1人と、内閣総理大臣の奏上に基づき35人以下の国务大臣を任命する。内閣は国家統治、諸分野での改革の実施、国民の団結、和解の振興の任務を有する。

大臣は就任前に国王に対し以下の言句をもって宣誓しなければならない。

「私（宣誓者名）は国王に対する忠誠を尽くし、国と国民のために誠実公正に

職務を果たすとともに、あらゆる点でタイ王国憲法を擁護し、遵守することを誓います」

国家平和秩序維持団の提言により国家立法議会議長が内閣総理府大臣の罷免を決議した場合、国家立法議会議長はその決議に基づき国王に奏上し、国王が内閣総理大臣を解任する。国王はまた内閣総理大臣の奏上に基づき国務大臣を解任する。

内閣総理大臣の任命、解任は国家立法議会議長が副署する。

内閣総理大臣及び国務大臣は国家立法議会の会議において説明、意見表明する権利を有するが、投票する権利はない。第18条に基づく特権を国家立法議会の会議で説明、意見表明する内閣総理大臣及び国務大臣にも準用する。

## 第20条（大臣資格）

内閣総理大臣及び国務大臣は以下の資格を有し、かつ禁止態様にあってはならない。

- (1) 出生によるタイ国籍を有する。
- (2) 40歳以上である。
- (3) 大卒または同等以上の学歴を有する。
- (4) 任命を受けた日から3年以内前に政黨員である、または政黨員だった、もしくは第8条に基づく禁止態様にある。
- (5) 国家立法議員、国家改革会議メンバー、憲法起草委員、または地方自治体の議員もしくは行政者ではない。
- (6) 憲法裁判所判事、裁判官または判事、検察官、選挙委員、国家オンブズマン、国家汚職防止取締委員、国家会計検査委員、国家会計検査院総裁、または国家人権委員ではない。

内閣総理大臣または国務大臣は第1段に基づく資格を失った、もしくは禁止態様にある時、または第9条(1)または(2)に基づく場合にある時、大臣でなくなる。

## 第21条（緊急勅令）

王国の安全保障、公共の安全、国家経済保障、または公共災害の防止のため急ぐ必要性のある緊急事態がある時、または緊急かつ秘密に検討しなければならない租税または通貨に係る法律を有する必要性がある時、国王は法律と同様に適用する緊急勅令を制定する王権を有する。

緊急勅令を公布した時、内閣はその緊急勅令を遅滞なく国家立法議会議長に提出し、国家立法議会議長が承認すればその緊急勅令は法令として施行する。国家立法議会議長が承認しない場合はその緊急勅令は廃止する。ただし廃止となっても、その緊急勅令が施行中になされた事業には影響しない。その緊急勅令が法律の改定増補、または規定の廃止の効果を生ずる場合は、当該緊急勅令の廃止日から、その改定増補、廃止前の規定が再び適用される。

緊急勅令の承認、不承認は官報で公示する。不承認の場合、その官報公示日から効力を有する。

## 第 22 条 (国王の権限)

国王は法律に反しない限りにおいて勅令を制定する王権、大赦を下す王権、及び国王を元首とする民主主義制度のタイ国統治慣習に基づく王権を有する。

## 第 23 条 (条約締結)

国王は和平条約、停戦条約、及びその他条約を諸外国または国際機関と結ぶ王権を有する。

タイ領土または国家主権区域、もしくはタイ国が主権を有する国外区域、条約や国際法に基づく権益区の変更に係る条項のある、または条約に基づき法令を制定する必要のある条約、もしくは国の経済、社会の安全保障に広範な影響を及ぼす条約は、国家立法議会の承認を受けなければならない。ここに国家立法議会は提出を受けた日から 60 日以内に審議を終えなければならない。

第 2 段に基づく国の経済、社会の安全保障に広範な影響を及ぼす条約とは、自由貿易協定、関税同盟、または天然資源を提供する、もしくは天然資源の全部または一部の権利を国が喪失する条約を意味する。

第 2 段、第 3 段に基づく場合の条約かどうかで問題がある時、内閣は憲法裁判所に判断を求めることができる。ここに憲法裁判所は請求を受理した日から 30 日以内に判断を下す。

## 第 24 条 (勅任官)

国王は法律の規定に基づき省次官、局長または同等の地位にある武官もしくは文官の公務員、裁判官及び判事、仏暦 2550 年タイ王国憲法に基づく機関内の地位者、及びその他の公務員を任命し、かつ死亡による退任を除き、その者を退任させる。

## 第 25 条 (大臣の副署)

国政に係る法律、国王親書及び勅命には、本憲法に別段の規定がある場合を除き、大臣の副署がなければならない。

## 第 26 条 (裁判官の独立)

裁判官及び判事は国王の名において、憲法と法律に基づき正当な審判において独立性を有する。

## 第 27 条 (国家改革会議)

以下の諸点で改革があるようにするため、研究と提言の任務を有する国家改革会議を設置する。

- (1) 政治
- (2) 国家統治
- (3) 法律と司法手続き
- (4) 地方行政
- (5) 教育
- (6) 経済

- (7) エネルギー
- (8) 保健と環境
- (9) マスコミ
- (10) 社会
- (11) その他

ここにタイ社会に適合した国王を元首とする民主主義制度の統治、不正のない公正な選挙制度、効率性を持った汚職不正の防止、掃討メカニズム、格差を是正し、持続的な開発のために経済・社会的な公正さをもたらす、国が国民に対し遍く、利便性をもって迅速にサービスできるメカニズム、厳格で公正な法律の適用があるために（改革する）。

## 第28条（構成）

国家改革会議は国家平和秩序維持団が奏上したところに基づき、タイ国籍を有し、かつ35歳以上の者から国王が任命する250人以下のメンバーで構成する。

国王は国家改革会議の決議に基づき、国家改革会議メンバーの中から議長を1人、副議長を2人以下、任命する。

国家平和秩序維持団団長が国家改革会議のメンバー、議長、副議長の任命に副署する。

## 第29条（禁止態様）

国家改革会議のメンバーは第8条（2）（3）（4）（5）（6）（7）（8）（9）に基づく禁止態様にあってはならず、かつ第9条の内容を国家改革会議のメンバーにも準用する。ただし第9条第2段に基づく判断は国家改革会議の権限とする。

## 第30条（選出方法）

国家平和秩序維持団が以下の原則に従い、国家改革会議のメンバーとしてふさわしい者を選出する。

（1）第27条の規定に基づく分野ごとに分野別選定委員会を設置するとともに、各県に住所を有する者から県ごとに選出する県選定委員会を設置する。

（2）国家平和秩序維持団は、分野ごとに容認された知識と経験を有する有識者から、各分野ごとに選定委員会を設置する。

（3）選定委員会は第28条に基づく資格を有し、かつ第29条に基づく禁止態様がない者で、各分野で明らかな知識、能力を有する者を選出、名簿を作成し、国家平和秩序維持団に提出する。ここに選出委員会は選出委員自身の名を提出することはできない。

（4）（3）に基づく者の選出にあたっては、国家改革会議の任務遂行に資するため、官民、社会セクター、学界、職業その他の分野の様々なグループからの多様性、県ごとの広がり、男女並びに機会に恵まれない者の機会と平等性を考慮する。

（5）県選定委員会は勅令で定めたところに基づく者から構成する。



(6) 国家平和秩序維持団は、(1)に基づく選定委員会が提出した名簿から国家改革会議メンバーとしてふさわしい者を250人以下選出する。このとき県選定委員会の名簿からは各県1人選出する。

各分野ごとの選定委員会の委員数、選定方法、選定期間、選定人数、及びその他必要な点については勅令で定める。

## 第31条（権限義務）

国家改革会議は以下の権限義務を有する。

(1) 第27条に基づく諸分野での改革のための研究、分析、指針と提言の策定、国家立法議会、内閣、国家平和秩序維持団、関係機関への提言。

(2) 憲法起草に資する見解または提言を憲法起草委員会に提出する。

(3) 憲法起草委員会が起草する憲法起草案を審議、承認する。

(1)に基づく実施において、法令または憲法付属法の制定が必要と判断すれば、国家改革会議は当該法令案を起草し、国家立法議会に提出する。財政に係る法案または憲法付属法案である場合は内閣に提出する。

国家改革会議は最初の会議日から60日以内に、憲法起草委員会に(2)に基づく見解または提言を提出する。

第13条と第18条の内容を国家改革会議の任務遂行にも準用する。

## 第32条（憲法起草委員会）

国家改革会議議長が以下の者から選出した36人の委員からなる憲法起草委員会を設置し、憲法案を起草する。

(1) 国家平和秩序維持団が選定する委員長。

(2) 国家改革会議が選出する20人の委員。

(3) 国家立法議会、内閣、国家平和秩序維持団が各5人ずつ選出する（15人の）委員。

第1段に基づく憲法起草委員会の選定は、国家改革会議の最初の会議が召集された日から15日以内に終えなければならない。

何らかの事由で憲法起草委員が退任した場合、残りの委員が任務を続ける。このとき憲法起草委員会は残有の委員で構成するものとみなす。ただし国家改革会議議長は、憲法起草委員が退任した日から15日以内に、第1段に定めた原則に従い、代替りの委員を選出する。

第18条の内容を憲法起草委員会の任務遂行にも準用する。

## 第33条（委員の資格）

憲法起草委員は出生によるタイ国籍を有し、40歳以上でかつ以下の禁止態様にあってはならない。

(1) 政治的地位者である。ただし国家平和秩序維持団、国家立法議会、または国家改革会議のメンバーはその限りではない。

(2) 選任日から3年以内前に政党の黨員または役職者である、もしくは黨員または役職者だった。

(3) 第29条に基づく禁止態様にある。

(4) 裁判官または判事、もしくは仏暦2550年タイ王国憲法に基づく機関内の地位者である。

利害関係を排除するため、憲法起草委員は憲法起草委員の地位を退任した日から2年間、政治的地位に就くことはできない。

#### 第34条（起草期間）

憲法起草委員会は第31条（2）に基づく国家改革会議からの見解と提言を受け取った日から120日以内に、憲法案を起草し、国家改革会議に提出する。

憲法案の起草において、憲法起草委員会は第31条（2）に基づく国家改革会議の見解と提言、国家立法議会、内閣、国家平和秩序維持団の意見、及び国民並びに関係機関の意見を参考にする。

#### 第35条（起草案の骨子）

憲法起草委員会は以下の件を含む憲法案を作成しなければならない。

- (1) 王国の一体性、不可分性の保証。
- (2) タイ社会の状況に適合した国王を元首とする民主主義制度統治。
- (3) 官民の汚職不正の防止、検査、掃討における効率性のあるメカニズム、並びに国家と国民の公益となる国権行使の監督と制御のメカニズム。
- (4) 汚職不正で判決または合法的な命令を受けたことのある者、不正選挙に関わった者が政治的地位に絶対に就かないよう防止、検査するにあたっての効率性のあるメカニズム。
- (5) 国の職員、政治的地位に就いている者、政党の地位に就いている者が、いずれかの者またはグループに不法に支配されずに、独立して任務を果たす、事業を進めることができるようにするための効率性のあるメカニズム。
- (6) 法原則の堅固化振興、全セクター、全段階での道德、倫理、グッドガバナンス振興における効率性のあるメカニズム。
- (7) 持続的で公正な経済及び社会制度の構造改革と推進、国家経済と国民に長期的な損害を及ぼす政治的人気取りを目指す国家統治（ポピュリズム政治）の防止における効率性のあるメカニズム。
- (8) 採算性があり、国民の共同利益につながり、国の財政ポジションと一致した国の資金支出における効率性のあるメカニズム、及び国の資金支出の検査と公開における効率性のあるメカニズム。
- (9) 憲法が意図した重要原則の破壊を防ぐ効率性のあるメカニズム。
- (10) 諸分野における十分な改革を促すメカニズム。

憲法起草委員会は、憲法に基づく機関または憲法に基づく権限により設置される機関の必要性和採算性を検討する。必要性がある場合は、当該機関の運営が効率性及び生産性があるように方策を検討する。

#### 第36条（起草案の検討）

憲法起草委員会は起草した憲法案を国家改革会議議長に提出し、国家改革会議議長は国家改革会議の会議を開き、憲法案を受け取った日から10日以内に提言または見解を審議する。

国家改革会議は、第1段に基づく審議を終えた日から30日以内に、憲法起草案の改定増補を求めることができる。国家改革会議の改定増補の要求は、国家改革会議メンバー総数の10分の1以上の連名をもってなす。国家改革会議が改定増補の要求をいったん出した後、さらに要求することはできない。

憲法起草委員会は憲法案を内閣と国家平和秩序維持団にも提出し、内閣または国家平和秩序維持団は憲法案を受け取った日から30日以内に見解を提出する、または憲法起草案の改定増補を求めることができる。

憲法起草案の改定増補の要求は憲法起草委員会の委員長に提出する。

### 第37条（憲法公布）

憲法起草委員会は、第36条第2段に基づく改定増補要求の提出期限日から60日以内に、改定増補を審議する。ここにおいて憲法起草委員会は、相当との判断に基づき憲法起草案を改定増補することができる。

憲法起草委員会が第1段に基づき起草案を改定増補した時、その憲法案全体の承認または不承認を審議してもらうため国家改革会議に提出する。国家改革会議は憲法起草委員会から憲法案を受け取った日から15日以内に決議しなければならない。ここに国家改革会議は憲法案の内容の改定増補はできない。ただし重要部分ではない修正で憲法起草委員会が了解した場合、または憲法起草委員会が十全な憲法案にするため改定増補が必要と判断した場合はその限りではない。

国家改革会議が第1段に基づく憲法案の承認を決議した時、国家改革会議議長は決議日から30日以内に憲法案を奏上し、国王署名後、官報で公示し、施行することができる。国家改革会議議長が国王署名に副署する。

国王が憲法案を承認せず、返付しない場合、または90日が経過しても返付されない時、その憲法案は廃案となる。

### 第38条（起草のやり直し）

国家改革会議が定められた期間内に審議を終えなかった、または憲法案を承認しなかった、もしくはその憲法案が第37条に基づき廃案となった場合、国家改革会議と憲法起草委員会は解散し、本憲法で規定された権限に基づき新たな国家改革会議と憲法起草委員会の任命手続に入る。

憲法起草委員会が第34条で定められた期間内に憲法起草を終えなかった場合、憲法起草委員会は解散し、その解散日から15日以内に新たな憲法起草委員会を任命する。

第1段または第2段に基づき解散で役割を終えた国家改革会議議長、国家改革会議副議長、国家改革会議メンバー、及び憲法起草委員は、新たに国家改革会議議長、国家改革会議副議長、国家改革会議メンバー、憲法起草委員になることはできない。

### 第39条（憲法付属法案）

憲法案の起草を終えた時、国家改革会議と憲法起草委員会は憲法付属法案またはその他の必要な法律案の起草のために引き続き任務を果たす。ここに国家

改革会議は必要な法案の起草のために委員会を設置することができる。ただし新憲法の施行が公布された時、国家改革会議と憲法起草委員会の任務遂行はその公布された憲法に従う。

#### 第40条（報酬）

国家立法議会の議長と副議長、国家改革会議の議長と副議長、国家平和秩序維持団のメンバー、国家立法議員、国家改革会議メンバー、憲法起草委員の月給、地位給、その他報酬は勅令で定めたところに従う。

#### 第41条（政治的地位就任）

政治的地位就任における資格または禁止態様を定める法律の規定がある場合でも、その法律の規定は国家平和秩序維持団における地位就任者、国家立法議員、国家改革会議メンバー、憲法起草委員、政治公務員規則法に基づく政治公務員、及び国会公務員規則法に基づく国会政治公務員には適用しない。

#### 第42条（国家平和秩序維持団）

仏暦2557年5月22日付けの国家平和秩序維持団布告第6／2557号に基づく国家平和秩序維持団は、国家平和秩序維持団として存続し、本憲法に規定された権限義務を有する。

任務遂行に必要な場合、国家平和秩序維持団の団長は国家平和秩序維持団内の地位就任者を変更または追加することができる。ただし追加の場合、合計して15人を超えてはならず、相当との判断に基づいていずれかの機関を国家平和秩序維持団の事務局として定めることができる。

国家平和秩序維持団が、いずれかの件で内閣は第19条に定められた権限義務に従って行動すべきと判断した場合、権限義務に基づき行動させるため、国家平和秩序維持団は内閣に通知する。

相当と判断した場合、国家平和秩序維持団の団長または内閣総理大臣は、国家平和秩序維持団と内閣の合同会議を開き、共に治安維持または国家安全保障に係る問題を検討する、またはその他の件で適宜相談することができる。

#### 第43条（国家平和秩序維持団団長の権限）

国家立法会議がまだない間、いずれかの件で衆議院、参議院、国会の承認または了承を得なければならないと法律が規定している場合、衆議院、参議院、国会に代わって国家平和秩序維持団団長が承認または了承する権限を有する。

本憲法に基づき内閣が就任する前、内閣総理大臣と内閣の権限義務は国家平和秩序維持団団長の権限義務とする。

#### 第44条（国家平和秩序維持団団長の絶対権限）

諸分野での改革、国民の団結と和解のため、または治安維持もしくは国家安全保障、王位、国家経済、公務を破壊する行為があれば、それが王国内、王国外で生じたものであるかどうかを問わず、それを防止、制止、掃討のために必要と判断すれば、国家平和秩序維持団団長は国家平和秩序維持団の承認をもつ

て制圧、もしくは何らかの行為をなす。ここにその行為が立法上、行政上、司法上の効力を有するかどうかを問わず、その命令、行為、当該命令の遵守は法律及び憲法に従ったもので、究極的なものとする（対抗できない）。ここに当該実施があった時は速やかに国家立法議会議長と内閣総理大臣に報告する。

#### 第45条（憲法裁判所）

第5条と第44条の規定下に、いずれかの法律が本憲法に相反矛盾しているかどうかの問題について憲法裁判所が審査判断する権限を有する。国家オンブズマンについての憲法付属法と政党についての憲法付属法に基づく憲法裁判所の権限で、国家オンブズマンについては、法律の規定が本憲法に合憲であるかの問題があると判断した時のみ、憲法裁判所に判断を求める権限を有する。

憲法裁判所の審査と判定はその法律に従う。当該法律がまだない間は本憲法の施行日前に適用されていた審査及び判定方法についての憲法裁判所の規定に従う。ここに第1段または本憲法に相反矛盾しない限りにおいて従う。

#### 第46条（暫定憲法改正）

必要かつ相当と判断した場合、内閣と国家平和秩序維持団は本憲法の改定増補を共に決定することができる。改定増補にあたってはその改定増補案を国家立法議会議に提出し、承認を得る。

国家立法議会議は改定増補憲法案を受け取った日から15日以内に、改定増補憲法案を審議し、承認または否決する。

承認にあたって国家立法議会議はその改定増補案をさらに改定増補することはできない。ただし内閣と国家平和秩序維持団が了承した場合はその限りではない。

承認決議は残有の国家立法議員総数の過半数の票をもってする。

国家立法議会議が改定増補憲法案を承認した時、内閣総理大臣は承認決議日から15日以内にその改定憲法案を奏上し、国王署名、官報公示を経て施行することができる。ここに内閣総理大臣は国王署名に副署し、第37条第4段の内容を準用する。

#### 第47条（国家平和秩序維持団の布告・命令）

仏暦2557年5月22日から本憲法に基づき内閣が就任する日までに布告、または命令された国家平和秩序維持団の一連の布告と命令、もしくは国家平和秩序維持団団長の命令は、布告または命令が憲法上、立法上、行政上、司法上効力を有するものであっても、その布告または命令、並びにその布告または命令に基づく執行は、本憲法の施行前、施行後になされたものであるかどうかを問わず、合法かつ合憲で究極的なものとし（対抗できず）、本憲法施行日に効力を有していた当該布告または命令は、改定増補もしくは廃止のための法律、規定、規則、内閣決定、命令があるまで引き続き適用する。

国家平和秩序維持団が本憲法の施行日前に、いずれかの者に第24条に掲げた地位に就任または退任の命令を出していた場合、内閣総理大臣が奏上する。

## 第48条（免責規定）

国家平和秩序維持団団長及び国家平和秩序維持団の仏暦2557年5月22日の政権掌握による一連の行為は、その行為に関連した者の行為、国家平和秩序維持団団長及び国家平和秩序維持団から委任された者の行為、または国家平和秩序維持団団長及び国家平和秩序維持団から委任された者に命令された者の行為と共に全て、憲法上、立法上、行政上、司法上効力を有するものであっても、刑罰及びその他行政行為であっても、代理人、支援者、使役した者、もしくは使役された者であるかどうかを問わず、及び告知日の行為、告知日の前後の行為であるかどうかを問わず、行為者は過失及び責任を全て免れる。

（おわり）